

◎新潟県告示第328号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和4年3月25日から令和4年4月8日まで縦覧に供する。

令和4年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

届出事項

1 発起人の住所及び氏名

新潟県上越市名立区名立小泊262番地

大門 燈一

新潟県上越市名立区名立大町208番地3

鈴木 栄一

新潟県上越市名立区名立大町1303番地1

板谷 憲

2 加入区 名立加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

上越市漁業協同組合